

令和8年1月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月26日(月) 午後2時30分～
2. 開催場所 坂井市役所 多目的棟3階大ホール
3. 出席委員 24名(番号は議席番号)

1番 岡村 素子	2番 清兼 義靖	3番 坪田 信次
4番 塚谷 英則	5番 木村 公明	6番 吉田 清憲
7番 水野 陽一	8番 牧野 典代	9番 大嶋 裕一
10番 本田 雄揮	11番 高嶋 俊輔	12番 高橋 正晃
13番 長谷川 喜道	14番 田中 慎一郎	15番 宮田 啓一
16番 中垣内 勇夫	17番 (欠席)	18番 寺嶋 太寿男
19番 月岡 透	20番 西 美佐	21番 竹内 ゆかり
22番 宮寄 美恵子	23番 大川 勝利	24番 田中 正信
25番 三寺 總左エ門		
4. 欠席委員 1名(番号は議席番号)

17番 岡 直毅
5. 出席者
(農業委員会事務局)

局長 中田 誠	次長 森田 康博
書記 村本 竜也	書記 茶谷 倫代

(農業振興課)

主事 大島 優紀
6. 提出議案

議案第56号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第57号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第58号	農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について
議案第59号	地域計画に記載した認定農業者が設置する農業用施設の申出に対する意見審議について
議案第60号	現況証明願について
議案第61号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について
議案第62号	農地の賃借料情報の提供について
報告第6号	農地法第4条の届出の報告について
7. 議事録署名人

14番 田中 慎一郎	15番 宮田 啓一
------------	-----------

事務局長	<p>令和8年1月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日、17番岡委員の1名から欠席の届出が出ております。したがって、ただいまの出席委員数は24名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長よりご挨拶をいただきます。</p>
三寺会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に14番田中慎一郎委員、15番宮田啓一委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<事務局説明>
議 長	<p>整理番号90番はA委員の関連の申請ですので、はじめに、整理番号90番を除いて審議いたします。</p> <p>それでは、整理番号81番から89番、及び、91番から94番に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第56号の整理番号81番から89番、及び、91番から94番は許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号81番から89番、及び、91番から94番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、整理番号90番の審議に移ります。</p> <p>本議案はA委員関連の申請でございますので、A委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(A委員退室)</p>

議 長	<p>それでは、整理番号 90 番に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第 56 号の整理番号 90 番は許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号 90 番は、許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、A 委員の入室を認めます。</p> <p>(A 委員入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第 57 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><事務局説明></p>
議 長	<p>次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。</p> <p>はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。</p>
委 員	<p><委員報告></p>
議 長	<p>続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。</p>
田中慎委員	<p>整理番号 46 番、49 番を、14 番田中慎一郎委員お願いいたします。</p> <p>14 番田中でございます。46 番につきましては、先ほど現地確認されました委員さんが報告されましたように、周りが住宅地の中での駐車場確保ということで、田んぼに対しての影響はないというふうに考えます。また、49 番につきましては、現地確認委員さんが報告されたように、唯一田んぼとして残っていた部分を埋め立てて住宅にするということで、周りの田んぼに対しての影響はないというふうに考えますので、審議のほどよろしくお願いしたいと思います。</p>
議 長 坪田委員	<p>次に、整理番号 47 番、48 番を、3 番坪田委員お願いいたします。</p> <p>3 番坪田です。整理番号 47 番、この場所なんですけれども、先ほど現地確認委員さんから説明がありましたように、現地は今雪があつて見えないところもあったと思うんですけども、実際は畑というよりも、小さい木とか草が生えているような状態でありました。問題ないと思われま。また、整理番号 48 番の件ですけれども、現地確認委員さんから説明がありまし</p>

議 長 中垣内委員	<p>たように、今回は3回目の対応ということで、一応完了をするということで聞いておまして、これも何ら問題ないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、整理番号50番を、16番中垣内委員お願いいたします。</p> <p>16番中垣内でございます。整理番号50番につきましては、先ほど現地確認委員さん、及び、事務局の説明のとおりでございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長 牧野委員	<p>次に、整理番号51番を、8番牧野委員お願いいたします。</p> <p>8番牧野です。整理番号51番ですが、事務局と現地確認の委員さんの説明のとおりです。よろしくお祈いします。</p>
議 長	<p>それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第57号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第58号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><事務局説明></p>
議 長	<p>それでは、本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p>
中垣内委員	<p>16番中垣内でございます。昔から3条で所有権移転等した場合、三年三作とかですね、そういう規定じゃなくて何かルールがあったような気がするんですけど、この案件、例えば3年後に宅地にしても全然問題ないんですか。参考までにお聞かせ願いたいんですが。</p>
事務局	<p>この土地については農振農用地区域なので、転用はまずできないところになります。ただ、転用可能な白地とかであっても、三年三作と昔はこちらも言っていたんですけども、今は国の方でそういうことは言っていないというふうに言われておりますので、3年耕作してくださいねというのが農業委員会の方からは言えない、3年経っていないから転用はだめですよということが逆に言えないので、もし転用の申請があった場合にそれを不許可にできるかという、それはちょっと微妙なところにはなっています。</p>
長谷川委員	<p>13番長谷川です。運営委員会でも言ったんですけど、この件に関しては</p>

事務局長	<p>事務局がいろいろ確かめて、買う人ももう〇歳やって言ってるので、耕作ができるかできんのかっていうのがはっきり分からないので、今後、指導というよりも、現場行って、集落の人とも意見聞いて、対応してもらえばいいんじゃないのかな。</p> <p>今回の案件、県外の方が競売で落札を目指すという、ちょっと特殊な案件でありました。それで、県を通じて国とかにいろいろ要件を確認した結果、許可はしないといけないというふうな状況でございました。今長谷川委員さんおっしゃられましたように、今後ちゃんと耕作されるかどうかというのは事務局の方でも目配りしながら、また、地元の農家組合長さんや農業委員さんにもご協力いただいて、しっかり今後の推移については見守っていきたいと考えております。</p>
坪田委員	<p>3番坪田です。今事務局からこの件に関しての法人B、また実際耕作される方の年齢とか、そういうことの説明がなかったもので、我々がちょっと気になったのは年齢の件、また、この会社が何の会社か説明がないので、ちょっと判断しづらいところがあったので、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今ご質問ありました、議案書に書かれている申請地のところの耕作者、法人Bですが、こちらは現在の耕作者、実際今は耕作されていなくてちょっと荒れている状態ではあるんですけど、この法人Bは〇〇町のもともと耕作されていた方、この方に今農地自体は使用貸借権が付いている状態、まだ競売で落とされていませんので、そういった状態で、もともとイチゴをつくっていたというふうには聞いております。ただ、この会社と、今競売で落とそうとしているCさんとの関係は、全く関係ない会社です。あくまでもこの法人Bは、もともとの農地を耕作されていた方になります。出願人のCさんの年齢については、こちらで特段申し上げなくて申し訳なかったんですけども、今後、ほかの3条の申請等、もし必要であればその旨、これに限ってではなく、ほかの3条も同じようなことになりますので、表示とかちょっと考えさせていただこうと思います。</p>
坪田委員	<p>気になったのが、はじめて〇歳という話を聞いて、あと何年できるかなと、実際思うんですね。それで何か事務局がひよっとしたら言いにくいから言わなかったのかなと、そこら辺ちょっと気になったので、これからはできたらきちんと言っていた方がいいと思います。</p>
事務局 議 長 事務局	<p>はい、かしこまりました。</p> <p>年齢は〇歳って言ってたね。</p> <p>年齢は〇歳ですが、3条の許可をするにあたって年齢制限とか特段ありませんので、そこだけではなかなか判断も難しいとは思いますが、今後はその旨、説明はさせていただこうと思います。</p>
議 長	<p>ほかにご意見ございませんでしょうか。</p> <p>皆さんのご意見が出尽くしたように思いますので、お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めます。議案第58号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>よって、出願人に対し、買受適格証明書を交付いたします。また、買受適格証明書の交付を受けた出願者が、競売において最高価買受申出人となった場合は、農地法第3条の規定による許可を行うものといたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議案第59号「地域計画に記載した認定農業者が設置する農業用施設の申出に対する意見審議について」を議題といたします。</p> <p>本議案は、D委員関連の申出ですので、D委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(D委員退室)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p><事務局説明></p>
<p>議 長</p>	<p>次に、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないか、検討した結果についての報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号1番を、23番大川委員お願いいたします。</p>
<p>大川委員</p>	<p>23番の大川です。今ほど事務局からの的確なすごい説明があったので、もう私からは説明しなくてもいいような状態だと思いますが、23日に田中職務代理と一緒に現地を見に行ったところ、先ほど言われましたように、ハウスの骨組みだけ建っておりまして、土間が打ってない状態でありました。周りは全部田んぼですし、隣も既存のハウスが建っているという状況で、これからこの審議が終わった後に、また土間コンを打つということも聞いております。ということで、農地のままの育苗ハウスから、有効活用して農機具格納庫、農業用施設ということで、何ら問題はないと思われま</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めます。議案第59号「地域計画に記載した認定農業者が設置する農業用施設の申出に対する意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。</p>

	<p>ここで、D委員の入室を認めます。</p> <p>(D委員入室)</p>
議 長	次に、議案第60号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<事務局説明>
議 長	次に、現地確認の報告、及び、地元委員の意見に移ります。はじめに、現地確認の報告をお願いいたします。
委 員	<委員報告>
議 長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。
田中慎委員	整理番号34番、36番を、14番田中慎一郎委員お願いいたします。14番田中でございます。先ほど現地確認されました委員さんが報告しているように、ちょうど角地でして、私が小さいときから更地だっと思えますので、審議のほどよろしくお願ひしたいと思えます。それと、36番については、航空写真を見ていただきますと、右手の方にハウスが建っております。昨年まで苗ハウスとして活用されておりました。ハウスが大分傷んできましたので、これを撤去すると言うんですか、子供さんが家を建てるというので、ハウスを壊してここに家を建てる予定にしているみたいです。よろしくお願ひしたいと思えます。
議 長	続きまして、整理番号35番を、12番高橋委員お願いいたします。
高橋委員	12番高橋です。整理番号35番ですけども、家の南側の細い部分になります。作業所を建築し、以降隣接する宅地と一体的に利用しているということで、非農地ということで地目変更の理由に当たると思えますので、よろしくお願ひいたします。
議 長	それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。ご意見が無いようですので、お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。議案第60号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第61号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について」を議題といたします。農業振興課の説

<p>農業振興課</p>	<p>明を求めます。</p> <p><農業振興課説明></p>
<p>議長</p>	<p>それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようでございますので、それではお諮りをいたします。議案第61号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。議案第61号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、議案第62号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p><事務局説明></p>
<p>議長</p>	<p>それでは本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>去年はかなり米の値段も上がっております。そういうような情報も皆さんの耳には届いているかと思えますけれども、それと何かスライドしてスッと高くなるような形が一番分かりやすいかなと思うんですけども。まあこれもされる方とする方との違いがありまして、お願いをする方は安い方がいいし、される方は高い方がいいという、このアンバランスなところがありまして、その平均をとっての数字がここに出ているのを少し参考にさせていただくのもどうかと思います。これあくまでも先ほど事務局からありましたように、個々の話し合いで成立するということが基本原則ということで進んでいることもございますので、今この数字についてのご意見があったら、単刀直入で結構でございますので、事務局へのご意見聞かせていただけたらありがたいなと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局から補足させていただきます。あくまでも農地の賃借料情報は目安とするもので、皆さんに農地法の規定に基づきお知らせするものです。会長からもお話ありましたが、この数字は去年一年間の中間管理の賃借料の数字を基に、国の基準に従って出したものでございます。今年こちら、カラーで刷った案の1のとおり、平均というのが独り歩きしないように、あくまでも第1地域でいうと5,000円から20,000円というのがおおよその目安ですよということで、ちょっと幅を持たせて、そのような形で表示をさせていただいております。また赤字で、拘束力がないというこ</p>

	と、賃借料は借り手と貸し手の人が話し合いをして決めてもらうんですよというふうに、ちょっと表示の方法を改めまして、あくまでも参考であるということを強調して今年は周知に努めたいと思います。補足でした。以上でございます。
議 長	局長の方もそんな話してございます。議案第62号は皆さんにご説明させていただいたとおりでございますので、お諮りをしたいと思います。
中垣内委員	16番中垣内でございます。今このままいくと案1が提案されたという認識でよろしいでしょうか。後でいただいた資料の案1が議案に上がってきたというふうに考えてよろしいでしょうか。
事務局	案1の方で、3月か4月に市の広報や市ホームページで掲載する形を考えております。
中垣内委員	はい、分かりました。もう一点ですが、この中にですね、赤でコメントが入っているわけですけど、「米価や各種費用を考慮し」という文面があるんですが、この米価というのは反映されるのはいつですか。
事務局	それはお互いでの協議なんですけれども、米価が6年産、7年産とかなり上がってますので、その分を考慮して賃借料を上げるかどうかを考えてほしいということで書かせてもらっております。
中垣内委員	ただそれは、次の年の統計に必ず反映されるということで認識してよろしいですかね。どうも今のやり方では次の年に反映されるように思えないんですけど。ちょっと私の勘違いでしたらあれですけど。
事務局	今の状況ですと、なかなか、耕作者さんもあまり高い金額での契約ができないということで、物納がだんだん減っていますし、金額的にもそれほど高い金額での契約がなされていないということで、なかなか米価は反映されないとは事務局も思っております。
中垣内委員	前回の総会するときにも同じこと言って繰り返しになってしまうんですけど、ましてやこれ、今回ですね、前年よりも下がっているという現象が起きているということは、このやり方に問題があるんじゃないかなと、私は前回も言ってしつこいようなんですけど、全国農業会議所さんがですね、それで押し付けられるのはなんかちょっと、非常に不満ですね。以上です。
田中慎委員	14番田中です。ちょっと1点、同じようなことで、参考資料ありますよね。一番後にカラーで、一反あたりの賃貸料情報の推移。ここに出てるやつのパーセンテージ、第1地域の102%から始まって令和7年92%。このパーセンテージは何を表しているんですかね、教えていただけますか。
事務局	青い部分ですけども、こちらは前年度対比した場合の割合ということで、令和7年度の第1地域ですと、昨年の13,200円に対して92%に下がっているということです。
田中慎委員	米価との比較はないんですね。
事務局	米価との比較はないです。一番下に書いてはありますけども、この比較は

田中慎委員	<p>しておりません。参考で、最初ですと米価とほぼ一緒な形で推移してま すけども、令和6年産、7年産との米価はかなり開いているということ でお示した参考値となっております。</p>
事務局	<p>こだわるんですけど、これ請負してもらったときのお支払いする値段が適 正かどうかというのを見てるんですよ。前年の支払いが増えたか減った かというより、米価に対してその支払いがどうなんやっていうところを注 目せなあかんのじゃないんですかね。</p>
事務局長	<p>ご意見ありがとうございます。ただ、こちらの集計しているのは、貸し手 と借り手さんの、あくまでも契約の情報を集計したもので、米価と比較す るようなものではないので、ご了承いただきたいと思います。今回令和6 年のデータと令和7年のデータで安くなった原因ですけども、先ほどもち よっと言いましたけれども、5,000円の契約であったり、10,000 円の契約というものが、今回の2,165筆の中で6割以上を占めている ということで、計算上は下がっているという状況になっております。</p> <p>すいません、計算方法につきましては、国の基準に従って粛々と計算させ ていただいた結果です。計算のもとになるのは、先ほど議案ありましたと おり、毎月上がってくるこちらの賃借料情報の結果を集計して出している ということです。令和7年につきましては、今事務局申し上げましたとお り、一反あたり10,000円とか5,000円とかという、結構安い賃貸 借契約が多かったということが、結果的に1,000円ちょっと引き下 がった原因であろうかなというふうに事務局の方でも分析をしております。 米価につきまして、基本的に賃借料一反あたりいくらというふうな設定が なされておまして、こちらにもお示ししているとおり、2,300筆の うち、物納で賃借料を決めているのはわずか30筆なんですね。ですから、 この賃借料としてはなかなか米価が反映されにくいという現状はあるか と思います。その辺を考慮いたしまして、どうか委員の皆様方のご理解を いただければなと考えております。</p>
坪田委員	<p>3番の坪田です。ちょっと分からないのでお聞きしたいんですけども、中 間管理機構との契約で更新、大体今10年をしていると思うんですね。そ して、ここに書いてある賃借料が10年間も完全な固定なのか、途中で変 えることができるのか。そこをちょっとお聞きしたいです。</p>
事務局長	<p>結論から言いますと、貸す人、借りる人の了解が得られれば途中で変える ことはできます。ですから、昨今の情勢を見て、10年反あたり12,0 00円としたとしても、ちょっとこれじゃあ具合悪いよねということで、 貸し手と借り手で変更することはあるというふうに聞いております。また 補足にはなるんですが、こちらカラーで刷っている案1の下の方に注釈で 書いてあるんですけども、「賃借料を米での物納支給としている場合は、 60キログラムあたり30,500円で換算しています」ということは記 載をしてあります。データ数として30筆が物納支給ですと。そしてこの 「20キログラムから60キログラム」というのは、その契約によって1</p>

大川委員	<p>反あたり60キログラムとしているところから20キログラムというところまで、幅があるというふうな情報について記載をしてあります。その次ですが、使用貸借、無償とか、賃借料が平均値のプラスマイナス70を超えるもの、170%を超えるもの、平均の30%に満たないものは除いていますということで、その除外したデータ件数について書いてあります。だからここで、使用貸借で138筆しているところもあるんだとか、平均値よりも1.7以上が25件もあるんだとかということで、情報の方は記載をさせていただいています。ちょっとこの記載がなかなか見づらい部分もあるかなと思うんですけども、一応この辺の使用貸借もあるんだよということを補足としてこちらに書かせていただいておりますので、ちょっと一言申し添えさせていただきます。</p> <p>23番の大川です。今日は何も言わないでおこうと思ったんですが、先ほどみんなから決議取る前にスレで質問が出たんですが、これ例えば第1地域の5,000円から20,000円で、平均額12,100円と書いてありますが、これは絶対平均額は提示しないといけないんですか。提示しなくてもいいのであれば、ただ5,000円から20,000円で泳がせておけば、公表すればいいと思いますし、先ほど坪田委員から質問あったように、契約途中段階で変更ができるということも今聞きましたので、例えば地権者の方がちょっと安いで20,000円にしてよとかあった場合に、耕作者がそれでもいいよと言えばそれでいいんでしょう。だから、その場合は別に平均をうたわなくても、このまま泳がせておけばいいんじゃないですか。これ絶対こういうふうにしなないといけないんですか。ちょっとお願いします。</p>
事務局	<p>国の手引きの方には平均額、最低額、最高額を情報提供しなさいとは書いてありますけども、市町によって変えることは可能かとは思いますが、電話で問合せとかありますと、平均値いくらというのはかなり多いかなと思うので、出さざるを得ないのかなということは考えております。</p>
事務局長	<p>すいません、あくまで国の基準に従った形で最低、平均、最高額ということで提示をさせていただくと。表示方法につきましては、ちょっと去年よりは改善して、あくまでもこの幅があるんだよというふうなことが、その辺に訴えるような形で表示の方法を変えさせていただいて、お問い合わせいただいたときでも、あくまでも参考で5,000円から20,000円ですというふうな伝え方をしていこうかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
議長	<p>どうでしょう、皆さん。いろいろご意見出てきてはおりますけれども、なかなか、これだって決められるのが一番ありがたいんですけどね、ですけどなかなかそこまでいかないところがあるんじゃないかなという具合に思いますけども。また今大川委員から出ましたように、この平均額は書かなければ少し幅が出て融通があるんじゃないかという、それも確かにそうだと思いますね。でもこれ法律で決まってるんでしょう。法律で決まって</p>

事務局 議長 事務局長	<p>ないんですか。 そこまでは。 決まってないんですか。そしたら消すことできるんじゃないですか。 賃借料情報を提供するというのは法律上決まっていますが、表示の仕方としては、法律ではなくて、国のマニュアルで決まっているということでございます。それについて、最低、平均、最高という形で出すようにというふうな基準も示されていますので、その基準に従いつつ、今年度はちょっと表示の方法を改めて、あくまでも幅があるということ、賃借料については話し合いで決定してくださいと、拘束力はないですよということを、より分かっていただけるような形で皆さんにお知らせするという手法を取らせていただきたいと思いますと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。</p>
大川委員	<p>結局今これ、この様式というか、多分中身全く同じやと思うんですわ、書き方がちょっと違うだけで。結局平均額書いてあるし、今までも最低と最高は書いてあるような感じだったので、変わったっていうのはこの様式が変わっただけで、中身は全く変わってないと思いますので。でもここでいくら言ってもだめならもうそれでいいです。</p>
議長	<p>それでは、意見もかなり出尽くしてるんじゃないかなと思いますし、お諮りいたします。議案第62号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。議案第62号「農地の賃借料情報の提供について」は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、報告第6号「農地法第4条の届出の報告について」を議題といたします。事務局は報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p><事務局報告></p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>ご質問が無いようですので、報告第6号「農地法第4条の届出の報告について」の報告を終わります。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>(午後4時21分 議事終了)</p>